

令和 2 年 9 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

- 第 9 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ・・・ 1
- 第 10 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ・・・ 3
- 第 11 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ・・・ 5
- 第 12 号 財産の取得について（GIGA スクール用端末） ・・・ 8
- 第 13 号 訴えの提起をすることについて ・・・ 10
- 第 14 号 市の区域内の字の区域の変更について ・・・ 11
- 第 15 号 七重辺地に係る総合整備計画の変更について ・・・ 15
- 第 16 号 人権擁護委員候補者の推薦について ・・・ 16

報 告

- 第 1 号 権利の放棄について ・・・ 17

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の患者等の対応に従事する職員に対し、国に準じた特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

令和 2 年 2 月 1 日に指定感染症として政令指定された新型コロナウイルス感染症対策として、防疫等作業に従事した職員に感染症防疫作業手当の特例となる額を支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症から市民等の生活及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合 1 日につき 3,000 円
- (2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合 1 日につき 4,000 円

3 施行期日

公布の日（令和 2 年 2 月 1 日から適用する。）

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	現行
附 則 1 (略) <u>(感染症防疫作業手当の特例)</u> 2 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（感染症防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</u> 3 <u>前項の感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、作業に従事した日 1 日につき 4,000 円）とする。</u>	附 則 1 (略) (新設) (新設)

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

特定地域型保育事業者による特定教育・保育施設等連携施設の確保について
(第 42 条関係)

特定地域型保育事業者は、小規模な保育事業であることから、「集団保育の提供などの保育内容支援」、「職員の病気等による代替保育の提供」、「3 歳以上児の卒園後の受入先の確保」の役割を担う連携施設（3 歳以上児の受入枠がある認定こども園や幼稚園又は保育所）を設定することを求めています。保護者の希望等に基づき卒園後も引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を要しないとするができるよう規定

3 施行期日

公布の日

4 その他

本市において、特定地域型保育事業を実施する事業者はありません。

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (特定教育・保育施設等との連携) 第 42 条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、<u>第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 市長が、<u>児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u> 5 前項(<u>第 2 号に該当する場合に限る。</u>)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略)	本則 (特定教育・保育施設等との連携) 第 42 条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (新設) (新設) 5 前項_____の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略)

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 家庭的保育事業者等による卒園後の受入先確保のための連携施設の確保について（第 6 条関係）

保護者の希望等に基づき卒園後も引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を要しないとすることができるよう規定

- (2) 居宅訪問型保育の保育対象の明確化（第 37 条関係）

居宅訪問型保育の保育対象として、「保護者の疾病や障害等により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を追加

3 施行期日

公布の日

4 その他

今回の改正された基準省令は、いずれも全て従うべき基準とされている規定です。また、いずれの項目も、従来の基準の内容を緩和するものです。

なお、本市において家庭的保育事業等を実施する事業者はありません。

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (保育所等との連携) 第 6 条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、<u>第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 市長が、<u>法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。 5 前項<u>(第 2 号に該当する場合に限る。)</u>の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (居宅訪問型保育事業) 第 37 条 (略) (1)～(3) (略) (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従	本則 (保育所等との連携) 第 6 条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (新設) (新設) 5 前項 _____ の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (居宅訪問型保育事業) 第 37 条 (略) (1)～(3) (略) (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従

事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育	事する場合 _____ _____ _____ _____ への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
---	--

財産の取得について（GIGA スクール用端末）

1 取得財産

GIGA スクール用端末（Chrome OS） 1,971 台
（小学校分 1,200 台 中学校分 771 台）

2 納入場所

市内小中学校 16 校

3 契約者の決定

山口県教育 ICT 推進協議会が GIGA スクール用端末（Chrome OS）の共同調達公募型プロポーザルを実施し、令和 2 年 7 月 10 日、GIGA スクール用端末（Chrome OS）共同調達審査委員会による審査選考が行われ、同年 8 月 3 日に株式会社ソルコム山口支店を最優秀提案者として決定した。本市においては、同協議会からの通知をもとに内容を総合的に勘案し、金 82,525,770 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）をもって受注者として決定した。

4 受注者の状況

（1）名称

株式会社ソルコム 山口支店

（2）事務所の所在地

山口市佐山 1－7

（3）代表者

支店長 林 満生

5 納入期限

令和 3 年 2 月 26 日

6 共同調達公募型プロポーザルの実施状況

（1）山口県教育 ICT 推進協議会

県、市町が連携し、全県的な取組として、迅速に教育の ICT 化を推進するとともに、国が進める「GIGA スクール構想の実現」に係る事業へ適切に対応するために設置。委員は、協議会の設立趣旨に賛同する市町教育委員会の関係課長で構成。

（2）GIGA スクール用端末（Chrome OS）共同調達審査委員会

山口県教育 ICT 推進協議会が、共同調達の公平性、透明性を高め、中立かつ公正な立場から検討し、本調達の契約の相手方として最も優れたものを選定するために設置。委員は、GIGA スクール用端末（Chrome OS）を整備する市と県で構成。

- (3) プロポーザル参加者数
3 者
- (4) 1 台あたりの単価限度額
45,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 募集・選定経過

事 項	年 月 日
第 1 回山口県教育 ICT 推進協議会 ・協議会の設立について ・GIGA スクール用端末に係る共同調達の実施について	令和 2 年 5 月 21 日 書面決議
GIGA スクール用端末（Chrome OS）共同調達審査委員会 ・審査委員会委員の推薦について ・プロポーザルに係る公告等の内容確認	令和 2 年 6 月 3 日 書面審査
GIGA スクール用端末（Chrome OS）共同調達公募型プロポーザル公告	令和 2 年 6 月 8 日
GIGA スクール用端末（Chrome OS）共同調達公募型プロポーザル提案書の受領期限	令和 2 年 7 月 1 日
GIGA スクール用端末（Chrome OS）共同調達プロポーザル審査	令和 2 年 7 月 10 日
プロポーザル選定結果通知	令和 2 年 8 月 3 日

訴えの提起をすることについて

1 趣旨

下記物件記載の土地について、萩区裁判所深川出張所大正 13 年 9 月 17 日受付第 4059 号の下記抵当権設定登記の時効消滅を原因とする抹消登記手続を請求するもの。

2 当事者

原告 長門市長 江原達也

被告 [redacted] ほか 8 名

3 物件一覧

長門市深川湯本字平町 2230 番 3

地 目 公衆用道路

地 積 218 m²

所有者 長門市

長門市深川湯本字平町 2230 番 4

地 目 公衆用道路

地 積 224 m²

所有者 長門市

長門市深川湯本字平町 2230 番 9

地 目 雑種地

地 積 46 m²

所有者 長門市

4 登記目録

萩区裁判所深川出張所大正 13 年 9 月 17 日受付第 4059 号抵当権設定登記

原 因 大正 13 年 9 月 17 日設定

債 権 額 金 3,320 円

抵 当 権 者

共同担保 目録（お）第 991－901 号

市の区域内の字の区域の変更について

1 趣旨

平成 30 年度地籍調査の完了に伴い、俵山の一部区域内の土地の合筆等を行うことから、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域の変更を行うもの。

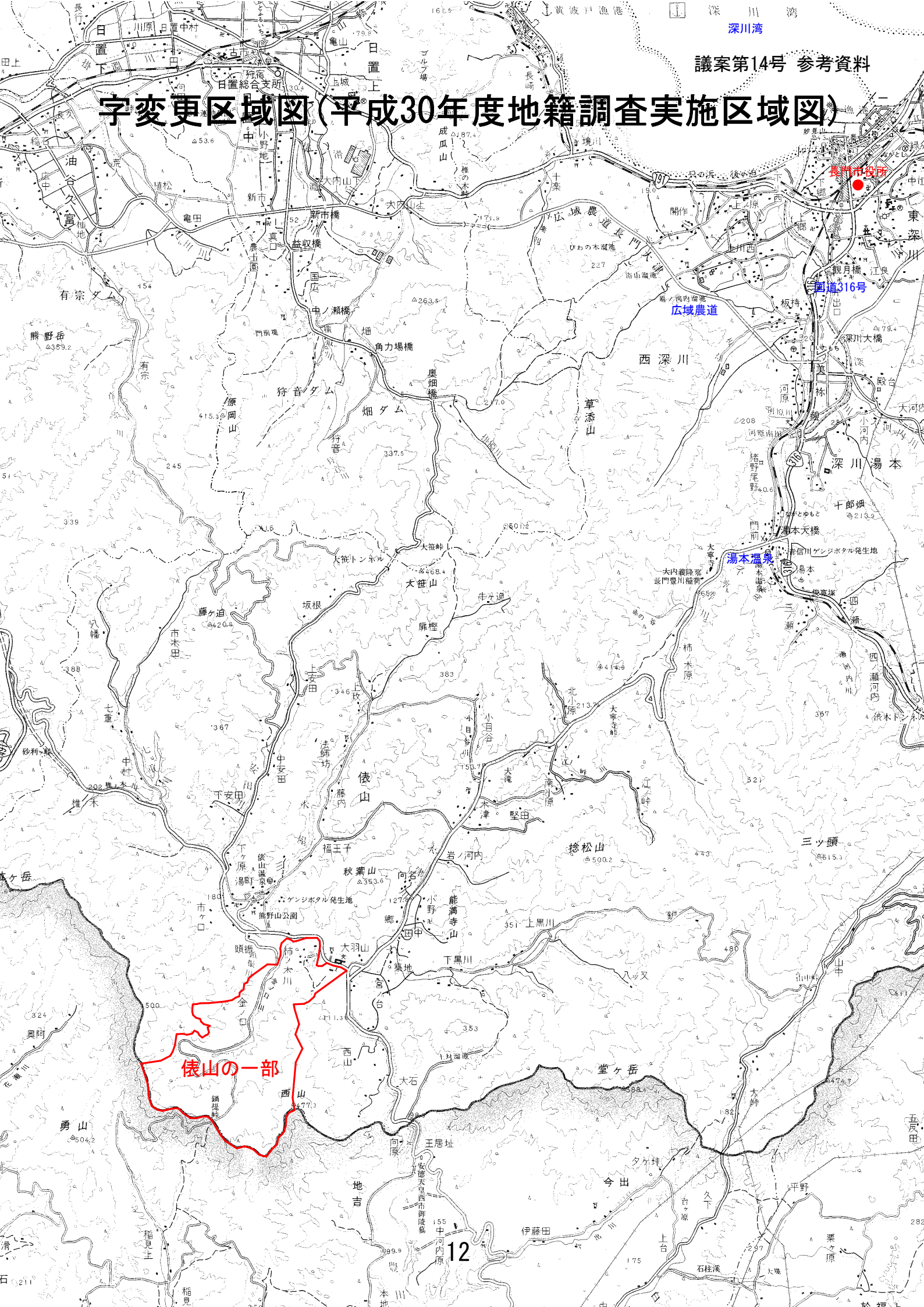
2 字の区域の変更となる土地

長門市俵山 11236 番ほか 24 筆

3 施行期日

国土調査法第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日

字変更区域図(平成30年度地籍調査実施区域図)



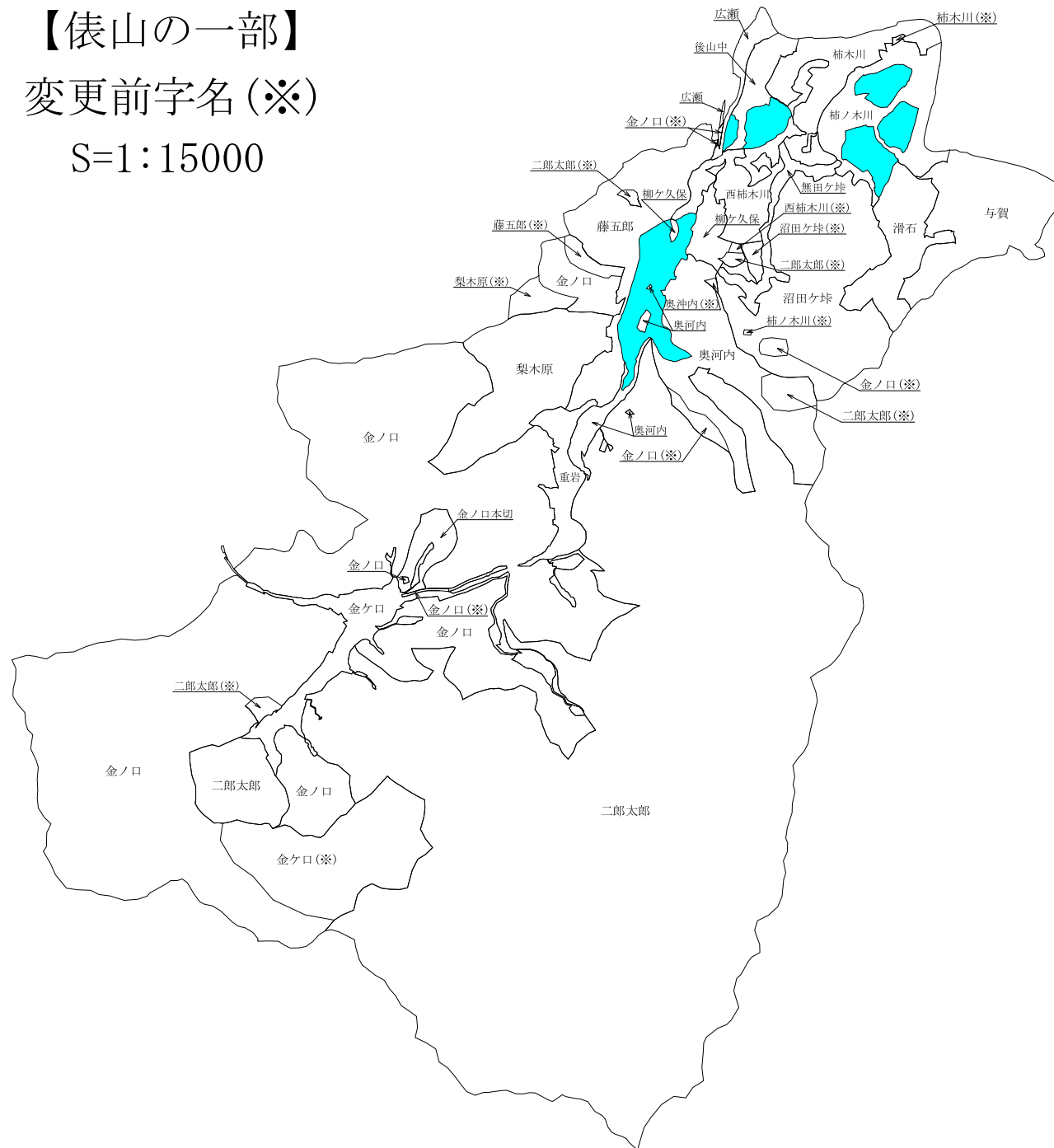
倭山の一部

平成30年度地籍調査実施区域図 字一覧図

【俵山の一部】

変更前字名 (※)

S=1:15000



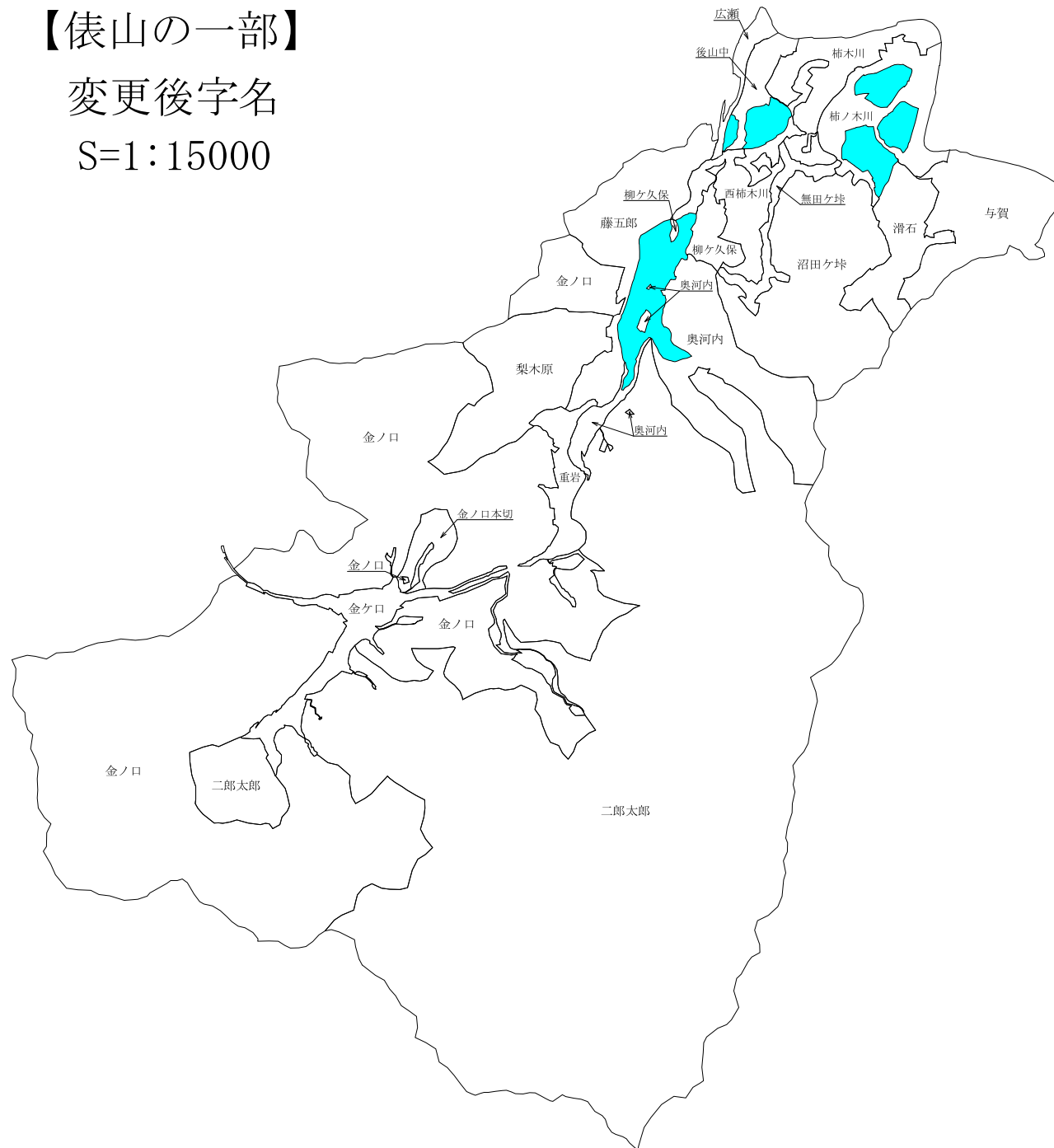
調査対象外エリア

平成30年度地籍調査実施区域図 字一覧図

【俵山の一部】

変更後字名

S=1:15000



調査対象外エリア

七重辺地に係る総合整備計画の変更について

1 趣旨

七重辺地に係る総合整備計画の内容を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により、市議会の議決を求めるもの。

2 変更の内容

総合整備計画「3 公共施設の整備計画」を以下のとおり変更する。

平成 30 年度から令和 2 年度まで 3 年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路 市道八幡線改良	長門市	(80, 000) 128, 477	(43, 200) 53, 279	(36, 800) 75, 198	(36, 800) 72, 900
計		(80, 000) 128, 477	(43, 200) 53, 279	(36, 800) 75, 198	(36, 800) 72, 900

上段：(変更前)、下段：変更後

人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱します。

2 提案の理由

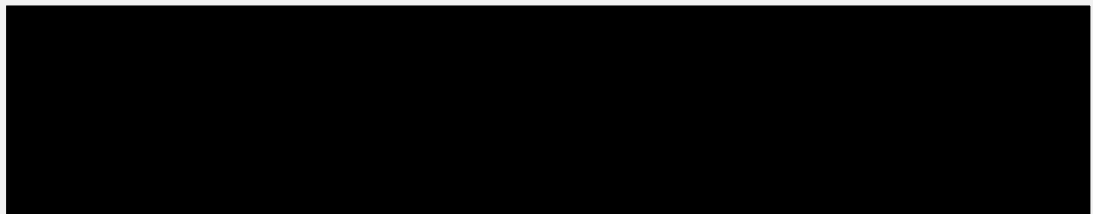
本市の人権擁護委員であります田中裕子氏の任期が本年12月31日をもって満了することに伴い、後任の委員候補者として引き続き同氏を推薦することについて市議会の意見を求めるもの。

3 候補者の氏名・住所

住 所

氏 名 田中 裕子（たなか ひろこ）

4 候補者の略歴



5 委員の任期

令和3年1月1日から令和5年12月31日（3年間）

権利の放棄について

1 令和元年度 債権管理条例により放棄した債権の概要（上下水道局分）

令和元年度において放棄した債権（私債権及び非強制徴収公債権）は、水道料金の1科目、13人分 364,657円となっている。

放棄理由の内訳は、
水道料金として

条例第12条第1項第1号該当分として、時効期間が満了したことによるものが、10人分、349,113円で、少額債権、所在不明等の理由により時効期間が満了しているものである。

条例第12条第1項第3号該当分として、相続人なし等によるものが、2人分、10,144円で、債務者が死亡しその相続人が不在、あるいは相続権のある者全員が相続放棄をしていることにより請求不可となったものである。

条例第12条第1項第6号該当分として、生活困窮によるものが、1人分、5,400円で、債務者が高齢であり、今後の資力回復は見込まれないことにより請求不可となったものである。

条例第12条第1項第2号（破産等）、第4号（徴収停止3年）、第5号（強制執行済み）によるものは該当ありません。